

兵庫県公報

平成19年4月27日 号 外

発行人

兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

○有害興行の指定（青少年課） ページ 1

告 示

兵庫県告示第 535 号の 2

青少年愛護条例（昭和 38 年兵庫県条例第 17 号）第 11 条第 1 項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

平成 19 年 4 月 27 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

種 別	名 称	制作・配給会社
指 定 理 由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
映 画	理容店の女房 夜這い寝間	新日本映像
同	奴 隸	新東宝映画
同	未亡人温泉 女湯でうなぎ昇り	オーピー映画
同	社長秘書 巨乳セクハラ狩り	オーピー映画
同	近所の人妻 熟れた白昼不倫	オーピー映画
同	性欲診察 白衣のまま	新東宝映画
同	密通恋女房 夫の目の前で... 義父に	新日本映像
同	ノーパンパンスト痴女 群がる痴漢電車	新日本映像
同	寂しい時は抱きしめて	AMGエンタテインメント